

議員案第45号

臨時国会において、政治の空白を生まず新型コロナウイルスの感染症対策などの重要課題について十分な審議を行うことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月7日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

坂 井 えつ子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

板 倉 真 也

臨時国会において、政治の空白を生まず新型コロナウイルスの感染症対策などの重要課題について十分な審議を行うことを求める意見書

安倍晋三内閣総理大臣（以下、「安倍首相」という。）が辞任を表明した。健康上の理由とされており、治療に専念し健康の回復を願うものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で国民が重大な危機に直面している時に、国政に一刻の停滞もあってはならない。速やかに臨時国会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策などの重要課題の議論を行うことが必要である。

そのため、臨時国会は、新たな首相の指名にとどまらず、各党の代表質問、予算委員会の開催が不可欠である。

安倍首相は、辞任の記者会見の冒頭で、新たな新型コロナウイルス感染症対策を公表した。その中身は検査や医療の在り方を始め新型コロナウイルス感染症対策の根幹に関わる重要な政策であり、国会での検証と議論が急がれる。国民の健康と命、暮らしと営業を守るために力を尽くす政治の役割が一層重要となっている。

安倍首相の在任期間7年8か月は、憲法解釈を変更して安保法制を強行したことなど、様々な課題で国民の批判があることは明らかである。

「森友学園」問題、「加計学園」問題、「桜を見る会」疑惑などは、国民の理解を得られたとは言えない状況であり、「政権私物化」との批判の声も上がっている。こうした一連の問題について引き続き疑惑の解明が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけている日本経済が苦境から抜け出すための政策を示すことは極めて切実な課題である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、臨時国会において、首相指名選挙にとどまらず、衆議院及び参議院両院の本会議代表質問や予算委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策などについて十分な審議を行い、今後の対策等を国民に明らかにすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様

議員案第46号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

湯 沢 綾 子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国の経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」、「効率化の追求を目指した、デジタル化」、「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」、「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」、「人にやさしい、デジタル化」の実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、以下の事項を実施するよう強く要望するものである。

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度までに全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後、制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様
厚生労働大臣様
経済産業大臣様
内閣官房長官様
行政改革担当大臣様
情報通信技術（IT）政策担当大臣様

議員案第47号

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

湯 沢 綾 子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

近年、気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが頻発しており、激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実になり始め、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口に向かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては車で数十分以上かかる場合もある。さらに、災害時には窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項について措置を講じるよう強く要望するものである。

- 1 全国5万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されているコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請については、各自治体が利用を希望すれば、すぐに申請できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
- 4 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣（防災）様

議員案第48号

ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

湯 沢 綾 子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

ドクターヘリの安定的・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロメートルで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国44道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超えた。本年7月に九州地方を襲った豪雨災害でも出動しており、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料費、更にはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当しているが、追い付いていない状況にない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、以下の事項について早急に取り組むことを強く求めるものである。

- 1 運航にかかる必要経費増加の実態を始め、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴う運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額への改善及び予算措置を図ること。
- 3 運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第49号

小金井都市計画道路3・4・11号線外の環境概況調査の中止と長期的
視点で2路線の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

小金井都市計画道路3・4・11号線外の環境概況調査の中止と長期的
視点で2路線の見直しを求める意見書

東京都は、2020年8月17日に、小金井都市計画道路3・4・11外1路線の環境概況調査委託の入札を行ったが、市議会や市民の意見を無視した行為であり遺憾である。

小金井市議会は、6月、両路線について東京都に送付する7本目の意見書となる「優先整備路線に位置付けられた小金井市の都市計画道路2路線に関して、今年度の関連事務の停止と、長期的視点で事業化の見直しを求める意見書」を送付した。

2015年に優先整備路線(案)に選定されてから東京都が行っているパブリックコメントの結果も、小金井市の2路線に対し、97%が反対や見直しの意見であった。2019年度に小金井市が行った都市計画マスタープラン策定に当たったアンケートでも、2路線の周辺に住む方の44%は事業を知らないという回答であり、現状、事業を進められる状況にはない。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、小金井都市計画道路3・4・11号線外の環境概況調査を中止し、長期的視点で2路線の事業化の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第50号

障がい者の移動を支援する福祉サービスの拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

障がい者の移動を支援する福祉サービスの拡充を求める意見書

障がい者の移動を支援する福祉サービスにおいて、個別給付である重度訪問介護、同行援護及び行動援護では、移動の目的を「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」としているが、通勤や通年かつ長期にわたる外出等を除いており、市町村が実施主体となる地域生活支援事業の移動支援において、地域特性や利用者ニーズ等に応じ柔軟に実施することを求めている。

しかし、2016年障害者支援状況等調査研究事業報告書に、通勤・通所・通学を目的とした移動支援は64.5%の自治体が、「いずれも実施していない」とあるように、地域格差が生じていることは明らかである。

移動の自由は、すべての人に当然の権利として保障されるべきだが、障がい者の移動の自由は保障されていない現状がある。国の責務において解決すべき重要課題であるが、現状では一部自治体により限定的に実施されているのみである。

2016年4月に施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くための具体的な取組を進めることを目的としている。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、“障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる”社会の実現を目的として掲げている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、両法が掲げる社会の実現に向け、国の責務において、障がい者及び障がい児の移動の自由を保障するため、通勤や通年かつ長期にわたる外出等も個別給付の対象とすること、もしくは地域生活支援事業における移動支援において自治体が柔軟に取り組めるよう十分な財源を確保し、個別給付と移動支援の併用を認めることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第51号

東京都水道事業の新会社設立に対し、都民の暮らしと命を守るため、更なるコンプライアンスの強化、モニタリングと情報公開の推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

小金井市議会議員

村 山 ひでき
水 谷 たかこ
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

東京都水道事業の新会社設立に対し、都民の暮らしと命を守るため、更なるコンプライアンスの強化、モニタリングと情報公開の推進を求める意見書

小池百合子東京都知事は令和2年1月31日の記者会見で、東京都の外郭団体2社が4月に統合され、新会社「東京水道株式会社」（以下、「新会社」という。）が設立されると発表した。

水道施設の設計などハード事業を手がける東京水道サービス株式会社（東京都新宿区）と料金徴収などのソフト事業を担う株式会社PUC（東京都新宿区）の統合であり、小池都知事の説明によれば、社員数2,626人と「日本最大級」の水道トータルサービス会社である。これは、東京都独自の政策連携団体という位置付けであり、東京都が株式を80%保有する、外郭団体の中でも東京都との連携が強い第3セクター団体となる。今後、新会社は経営の効率化を目指す広域連携業務の包括受託や、事業の運営権を民間に売却するコンセッションのモニタリング（監視）業務などの受注も目指すとしている。

また、東京都はこの新会社設立などにより、人口減少に合わせた浄水場の規模縮小など、運営の効率化を進めて、収益源の確保と支出の効率化の両面から経営基盤を強化し、現在の料金収入を維持したいと説明している。

東京都水道局は1月に長期戦略構想（素案）を示した。3月15日までパブリックコメントを実施し、7月に「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想2020」（以下、「長期戦略構想」という。）を策定した。

しかし、この長期戦略構想では、専門家の意見やパブリックコメントからの指摘がありながら、東京都水道局による技術継承・人材育成は不十分と感じられる内容であった。また、民営化・コンセッションの導入は行わないと明言しながらも、統合された新会社については水道業務を包括的に担うことができる体制を構築したとするなど、先々の水道事業の民営化が懸念されている。

水道事業の民営化に対しては、小金井市議会は平成30年第3回定例会で「水道事業の民営化を進める水道法改正案に反対することを求める意見書」を国会及び政府に提出している。海外の自治体では、劣悪な管理運営、財政の透明性欠如など、様々な原因で再公営化が増えている。

この事業は民営化とは関係がないと、新会社の社長は新聞社のインタビューなどで答えている。しかし、自治体と企業の契約であり、株式の80%も公金が使われる以上は、都民の暮らしと命を守る根幹の水道事業が、法令遵守の下、契約にそれぞれの責任が明確に定められ、その事項が適切に遂行されているかなどのモニタリングと情報公開が更に重要となる。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、水道事業の主要な業務を民間企業に担わせることに対し、更なるコンプライアンスの強化、モニタリングと情報公開の推進を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議員 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第52号

性犯罪・性暴力対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

小金井市議会議員

片 山 薫
遠 藤 百合子
宮 下 誠
渡 辺 大三

性犯罪・性暴力対策の強化を求める意見書

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会にて可決成立し、同年7月に施行された。

しかし、刑事法の検討、再犯防止、被害者支援、性犯罪・性暴力に向けた教育啓発等の各視点が不十分であった。

「強姦罪」を「強制的性交等罪」に名称変更し、懲役の下限を3年から5年に引き上げるとともに、これまで「親告罪」であったものが「非親告罪」となるなど、画期的な法改正はあったが、改正の内容が不十分であるとの議論が改正当初から存在した。3年前の改正時にも様々な議論がなされたが、誰しもが性犯罪撲滅という最終目標では一致している。特に未成年者や障がい者など弱い立場に置かれたものが被害に遭い、被害申告や証言が難しいため、適切な処罰がなされないということは絶対にあってはならない。

また、組織内における上下関係といった立場から抵抗しづらく、思い悩む被害者がいることも再度認識しなければならない。一方で、大半の被害者がいまだ声を上げられず、性被害の全体像が必ずしも明らかになっていないことを誰しもが認識しなければならない。

また、「誰一人取り残さない」を基本理念としているSDGs(持続可能な開発目標)の目標5である「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」観点などからも、性犯罪に関する取組を更に充実させることが求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、今回の見直しを機に被害・加害の実態や被害者心理などを十分に踏まえ、以下の事項の視点から、性犯罪撲滅に向けて更に一步踏み込んだ措置を強く求めるものである。

- 1 不同意性交罪の創設や適切な求刑・量刑など、刑事法の在り方・運用の検討
- 2 性犯罪者に対する専門的なプログラムの充実など、性犯罪の繰り返しをゼロにする施策の充実
- 3 被害申告・相談をしやすい環境の整備
- 4 性犯罪・性暴力の防止に向けた教育と啓発
- 5 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
法務大臣様
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)様

議員案第53号

コロナ禍で影響を受けている医療機関への損失補てんとPCR検査拡充への支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

小金井市議会議員

片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

コロナ禍で影響を受けている医療機関への損失補てんとPCR検査拡充
への支援を求める意見書

日本病院会、全日本病院協会及び日本医療法人協会の3病院団体は、2020年8月6日、4～6月期の経営状況調査で、「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院などは、6月も10%を超える大幅な赤字」、「患者を受け入れていない病院も対前年で経営状況が悪化」、「4分の1を超える病院が夏季賞与を減額支給」などと報告した。

東京都内では、大学病院で夏季賞与ゼロが示された中、多くの医療従事者が退職を一時期、表明するといった事実も起きており、最前線で奮闘している医療機関の経営が深刻な事態に立ち至っている状況は、看過できるものではない。

2020年8月28日に政府が決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（以下、「今後の取組」という。）に、「医療機関の安定的な経営を確保するため更なる支援を行う」と記されたが、「更なる支援」に減収補てんが含まれるかどうかは不明である。

東京都医師会の尾崎治夫会長は、参考人で出席した9月3日の参議院予算委員会で、「医療機関は新型コロナウイルス感染症を診る病院、診ない病院のいずれも、また診療所もかなりの打撃を受けておりますので、ぜひ対策、支援を。」と述べている。医療機関への損失補てんは急を要する事態となっている。

PCR検査拡充への支援も待ったなしとなっている。「今後の取組」で、感染拡大地域での一斉・定期的な検査を都道府県に要請することを明記したが、自治体に費用負担が発生する仕組みはこれまでと変わるものではない。

東京都、また、世田谷区、千代田区、千葉県松戸市、長崎市等で、自治体独自の検査拡充の取組が開始されたが、これらの取組は、全て自治体が独自で予算をつけなければ実施できない状況にある。

全国知事会は、8月8日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」を発表し、「国の負担による行政検査」を求めている。政府は、都道府県に要請するだけでなく、全面的な財政措置を講ずるべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである

- 1 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症による収益機会損失相当の補助など、実効性のある損失補てんの仕組みを至急創設すること。
- 2 PCR検査体制の更なる増強・拡充を進めるため、政府が検査費用を全面的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京 子

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第54号

中国政府に対し、香港に関する国家安全維持法への抗議・撤回と、「一国二制度」の国際公約を守り、自由と人権への弾圧をやめるよう要請することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

小金井市議会議員

坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

中国政府に対し、香港に関する国家安全維持法への抗議・撤回と、「一国二制度」の国際公約を守り、自由と人権への弾圧をやめるよう要請することを求める意見書

2020年6月30日、香港では「国家安全維持法」が施行され、その後、香港警察は市民を次々に逮捕などをしており、香港市民を始め世界で批判の声が広がっている。

中華人民共和国（以下、「中国」という。）当局に批判的な「リンゴ日報」紙創刊者や民主活動家を始め、抗議デモ参加者や特別行政区議会議員などを逮捕・指名手配している。他にも、選挙への民主派候補の立候補資格が剥奪されたり、教科書から「三権分立」などの言葉が削除されるなども行われ、自由と人権への抑圧・弾圧を強めている。

「国家安全維持法」は「国家の分裂」、「政権の転覆」、「政府機関の機能遂行の妨害」等を犯罪とし、画策したと当局が判断しただけで罪とされる。政権批判を禁止する同法の本質ははっきりしている。

同法を制定したのは香港ではなく中国の立法機関であり、一方的に押し付けたものである。香港に「国家安全維持委員会」や「国家安全維持公署」が設置され、中国政府が直接介入し弾圧を行っている。

同法は内容も手続きも香港の高度な自治を蹂躪するものと言わざるを得ない。国際人権規約に反するものである。また香港の「一国二制度」が有名無実になりかねない現実となっている。

人権侵害は単に国内問題ではなく国際問題である。国際社会から批判が広がっているのは当然であり、それは内政干渉には当たらない。国際社会がさらに抗議の声を高めて香港の自由と人権を守らなければならない。日本政府も「重大な懸念がある」と言うだけにとどまらず、抗議・要求を示すべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、中国政府に抗議するとともに、香港の自由と人権の保障のために、抗議行動弾圧の即時中止、「一国二制度」の国際公約の遵守、国家安全維持法の撤回を要請することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
外務大臣 様

議員案第55号

生活保護行政の改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

生活保護行政の改善を求める意見書

現在、再び、新型コロナウイルス感染者が増加している。既にこの数か月間で多くの人々の尊厳と地域社会を破壊し、働く人たちが失業・廃業に追い込まれて生活の基盤を失い、住まいを失った。

しかし、コロナ災害で仕事と住まいを失い、生活保護申請をした生活困窮者に対し、福祉事務所が無料低額宿泊所への入所を事実上強要するケースが頻発している。生活保護法に定める居宅保護の原則を徹底するべきである。

厚生労働省は、2020年3月10日付け事務連絡で速やかな保護決定を各自治体に促しているが、現場の対応には差が出ている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を実施し、生活困窮者と直接向き合う自治体現場における生活保護行政の改善を強く求めるものである。

- 1 各自治体に対して、無料低額宿泊所への入所を強制する行為、事実上の強制と疑われる行為を厳に慎むように通知を発出すること。
- 2 生活保護の実施要領における敷金等の支給に関する項目から「保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。」との記述を削除すること。
- 3 本年4月17日付け厚生労働省事務連絡に書かれた個室利用の原則が各自治体において遵守されているかどうか、調査を実施すること。
- 4 2020年度第二次補正予算に基づく居宅生活移行緊急支援事業を強化し、各自治体に徹底し、生活困窮者や生活保護申請者に対する居宅（アパート、公営住宅等）の確保を行政が積極的に行うようにすること。
- 5 生活保護の実施要領において、制限列举とされている「転居に関し敷金等を必要とされる場合」は、例示列举に改め、実態に沿った運用ができるようにすること。
- 6 緊急事態宣言中に東京都等の自治体を実施した緊急宿泊支援（ビジネスホテルの提供等）の実績を把握、分析し、同様の事業を継続するための協議を各自治体と始めること。
- 7 保護決定までの期間に関する自治体間格差を把握するための調査を行うこと。
- 8 保護決定までの期間の生活を支える貸付金制度についても自治体間で格差が見られるため、保護決定までの間、申請者が健康で文化的な最低限度の生活以下の生活を強いられることのないよう、国としての基準を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第56号

小・中学校、高等学校等における少人数学級の早期実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
齋 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
水 上 洋 志

小・中学校、高等学校等における少人数学級の早期実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校、高等学校等が2020年3月2日から臨時休校に入った。5月25日に緊急事態宣言が解除され、自治体によって差はあるものの、5月末頃から分散登校や分散授業が始まり、段階的に全員が登校する通常授業に戻った。

学校現場では臨時休校前とは違い、新型コロナウイルス感染症対策として今までにない業務が加わり、消毒作業や検温などで多忙と混乱が広がった。一方、分散登校や分散授業による少人数クラスは、3密回避になっただけでなく、教職員が授業や生活指導において、子どもたち一人ひとりの声がよく聞こえ、丁寧に向き合えることができるようになった。という意見も寄せられている。

日本の教育が抱える諸問題である「教員の過剰労働」、「詰め込み教育」とともに、国際的にも多すぎる1クラス定員などが今回のコロナ禍の下で問題点を浮かび上がらせてきた。

学ぶ権利を保障し、クラス数の増加に対応した学校環境を整えるための教育予算と人員配置を行い、少人数学級の実現が社会全体で求められている。

7月3日には、全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長が合同で少人数学級の実施等を文部科学省に要望。7月30日には、小・中学校、高等学校等の校長会の会長が少人数学級の検討を文部科学省に要望した。また、大学教授や教育研究者有志による少人数学級の実施などを求める署名活動では、15万人超の署名が集められている。

文部科学省は、授業の遅れは2～3年かけて取り戻せばいい、心のケアを大切にす、という方針を示した。しかし、多くの学校が土曜日や夏休みも授業をしたり、行事を削ったりしている。子どもたちが楽しみにしている行事も大切に、仲間との学びと豊かな学校生活を保障するよう、必要な措置を十分に採るべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 早急に30人学級、その後速やかに20人学級程度への移行を実施すること。
- 2 授業を詰め込み過ぎず、仲間との学びと豊かな学校生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

議員案第57号

小金井市の行政運営に抗議し、リサイクル事業所の再開を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年9月25日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

小金井市の行政運営に抗議し、リサイクル事業所の再開を求める決議

2020年9月1日の第3回定例会本会議で、「小金井市のリサイクル事業所の継続をのぞむ陳情書」、「現リサイクル事業所の存続を求める陳情書」、「他に類を見ない品揃えが魅力の小金井市リサイクル事業所の閉鎖を思いとどまって頂きたいとする陳情書」、「リサイクル事業所廃止撤回を求める陳情書」、「多くの市民に愛される小金井市リサイクル事業所の継続を切にお願いしたいとする陳情書」の5本の陳情が採択された。いずれもリサイクル事業所の果たしてきた重要な役割を指摘し、その存続を求める内容である。

小金井市は、市民の陳情で示された声と議会意思を尊重し、リサイクル事業所の再開に向けて努力すべきである。

各陳情書は、8月4日の建設環境委員会で審査された。当日の委員会において、前日の3日にリサイクル事業所を閉鎖するための「解約合意書」を市からの申出によりシルバー人材センターと交わしたことが明らかになった。議会に相談もなく陳情が審査される前日に、すでに解約の手続きを行ったことに対し、厳しく抗議するとともに遺憾の意を表明するものである。

小金井市は、「リサイクル事業所の役割は終わった」としているが、市民の声は、その役割の重要性を浮き彫りにしている。また、新型コロナウイルス感染症の広がりの中、不燃ごみ、粗大ごみなどが大量に排出されていることが明らかになった。地球環境を守るために「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」にふさわしく、「3R」を更に推し進めるとともに、リユースの拠点であるリサイクル事業所の役割が今後更に求められることは明らかである。

小金井市は、「令和4年度に二枚橋焼却場跡地に新たな清掃関連施設を建設して、リサイクル事業に代わる新たなリユース事業の展開を検討する」としているが、「常設ではなく、違った形でやっていきたい」と述べ、リサイクル事業所のような形態はとらないとしている。現段階で予定されているリユース事業は、リサイクル事業所の存続を求める市民の願いや議会意思を満たすものではなく、更なる検討が必要と言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対して、以下の事項を求めるものである。

- 1 リサイクル事業所の再開を、市民が利用しやすい新たな場所での開設も含めて、具体的に検討すること。
 - 2 今後のリユースの在り方について、市民の声をよく聞き、具体的な方針と方策を明らかにすること
- 以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第58号

菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年10月6日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書

日本学術会議は10月1日、東京都内で総会を開き、山極寿一前会長（京都大学前総長）が、同会議が推薦した新会員のうち6人が菅義偉首相により任命を拒否されたことを明らかにした。

山極氏は退任のあいさつで「日本学術会議法第7条で『推薦に基づき』とあるのは重い規定。任命拒否は日本学術会議の歴史になかったことで重大だ。大変残念だ。」と述べ、菅首相に説明を求めていると報告した。

日本学術会議の会員は210人で任期は6年。3年ごとに半数が改選される。同会議は今回の改選に当たり、105人の推薦者を8月31日に内閣府に提出したが、総会直前の9月28日夜に、任命しない理由を言わず6人が推薦名簿から外された。任命拒否された推薦者の中には、「安保関連法案」や「共謀罪法案」に異を唱える人物も含まれている。

任命を拒否された6人のうち3人が連名の声明で「学問の自由を脅かす」、「日本学術会議の存在意義の否定につながる」などと抗議し、撤回を強く求めている。

日本学術会議は、約87万人の日本の科学者を内外に代表する国の機関であり、1949年の発足以来、日本学術会議法3条に「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と定め、高度な独立性が大原則として繰り返し確認されてきた。同年の同会議発会式に当時の吉田茂首相が寄せた祝辞でも、「日本学術会議は勿論国の機関ではありますが、その使命達成のためには、時々の政治的便宜のための制肘を受けることのないよう、高度の自主性が与えられておる。」と言明している。

また、1983年に会員の公選制から推薦制に変えた法改定の際の国会答弁でも、当時の丹羽兵助総理府総務長官が、「ただ形だけの推薦制であって、学会の方から推薦をしていただいた者は拒否しない。そのとおりの形だけの任命をしていく」、「決して吉田総理の言われた方針が変わったり、政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」と同年11月24日の参議院文教委員会で答弁した。

これらに照らしても、今回の任命拒否は正に日本学術会議法に反し、憲法23条の「学問の自由」を脅かす違憲、違法の行為だと言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、今回の日本学術会議の改選による推薦名簿から6人を任命拒否したことについて、厳しく抗議するとともに、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 任命拒否の経過と理由を国民に説明すること。
- 2 任命拒否を直ちに撤回し、推薦された6人を改めて任命すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京 子

内閣総理大臣 様

議員案第59号

中曾根元首相の内閣・自民党合同葬儀への巨額の公金支出に関して再考を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年10月6日提出

小金井市議会議員

片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

中曽根元首相の内閣・自民党合同葬儀への巨額の公金支出に関して再考を求める決議

昨年11月に死去した中曽根康弘元首相の内閣・自民党合同葬儀が、10月17日に東京都内で行われる。

政府は、この合同葬儀の経費の半額に相当する9,643万円を支出することを決定したが、多くの国民から「公金から巨額の支出をするのは不適當」、「新型コロナウイルス感染症に苦しむ国民への支援を優先すべき」などの批判が相次いでいる。

日本国憲法は、三権分立を基本原理としており、行政の長の死去に関してのみ、かくも巨額の公金が支出されることは、憲法上も疑義がある。公的機関である内閣が、一政党と合同で葬儀を営むことにも違和感を覚える。元首相とはいえ、引退すれば一私人であり、公私のけじめをつけるべきである。

また、現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けており、政府が提唱する「新しい生活様式」によって、国民の葬儀に関する考え方も大きく変化している。巨額の公金を使って、多くの人を呼ぶ葬儀が「新しい生活様式」にかなうものとは言えない。就任に当たって、「悪しき前例踏襲を打破する」と宣言した菅首相が、国民の理解を得られない「悪しき前例」にしがみついていたのでは、言行不一致の誹りを免れない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、中曽根元首相の内閣・自民党合同葬儀への9,643万円もの公金支出に関して、国民の理解を得られる在り方とすべく、再考を求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会